東広島運動公園　喫煙所をご利用の皆様へ

当公園は令和4年5月31日から
受動喫煙防止区域に指定されるため
この場所での喫煙は**禁止**となります

喫煙所は体育館北側のみとなります
ご理解とご協力お願いいたします

ポイ捨て、受動喫煙をゼロへ！

～美しい環境づくりとすこやかな健康づくりを目指して～

この地域は、条例により、ポイ捨てや喫煙が禁止されています。
空き缶やたばこの吸殻などをポイ捨てしたり、犬のフンを放置すると
1万円の罰金に処せられることがあります。
また、受動喫煙を防止するため、路上喫煙を発見した際には、注意・
指導することがあります。

東広島市

やさしい未来都市！東広島